

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和7年9月30日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 ショッピングタウン中条

所在地 胎内市東本町2641

設置者 イオンリテール株式会社 他1者

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美 千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1 他1者

（変更後）イオンリテール株式会社 代表取締役 古澤 康之 千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1 他1者

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美 千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1 他4者

（変更後）イオンリテール株式会社 代表取締役 古澤 康之 千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1 他3者

3 変更年月日

(1) 令和7年3月1日 他

(2) 令和7年3月1日 他

4 変更の理由

(1) 設置者の代表者変更のため。

(2) 小売業を行う者の社名・住所・代表者の変更と、入替による退店及び出店のため。

5 届出年月日

令和7年9月17日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

（なお、胎内市商工観光課でも閲覧ができます。）

7 縦覧期間

令和7年9月30日から令和8年1月30日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援班

電 話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp